

平成 3 0 年 3 月 3 0 日

会 員 各 位

東京土地家屋調査士会
業 務 部

**不動産登記事務取扱手続準則第 7 2 条第 2 項に規定する
「特別の事情」の取扱いについて（お知らせ）**

このたび東京法務局不動産登記部門より、「標記の取扱いの統一化を図るべく、当該取扱いの原則を別紙に取りまとめ、各支局・出張所に通知した」といった趣旨の連絡がありました。

つきましては、会員各位におかれては、別紙内容にご留意いただけますよう、お知らせ致します。

また、当該取扱いに基づく申請に当たっては、事前に担当する登記官等と相談されるよう、重ねてお知らせ致します。

2 不 登 1 第 2 号

平成 3 0 年 3 月 3 0 日

支 局 長 殿
出張所長 殿

東京法務局民事行政部
首席登記官（不動産登記担当）
（ 公 印 省 略 ）

不動産登記事務取扱手続準則第 7 2 条第 2 項に規定する「特別の事情」の
取扱いについて（通知）

標記について、当局における取扱いは別添のとおりとすることとしたので、事
務処理に遺漏のないよう留意願います。

なお、東京土地家屋調査士会には、本日付けをもって別添を送付していること
を申し添えます。

不動産登記事務取扱手続準則第 7 2 条第 2 項に規定する「特別の事情」の取扱いについて

標記については、下記のとおり取り扱うものとする。

なお、分筆の登記の申請において提供する地積測量図においては、分筆後の土地の全てについて地積の求積方法、筆界点間の距離及び筆界点の座標値を明らかにすることを原則としつつ、極めて例外的に、登記官が分筆前の土地の全ての筆界を確認できる場合に限り、不動産登記事務取扱手続準則（以下「準則」という。）第 7 2 条第 2 項に規定する「特別の事情」（以下「特別の事情」という。）に該当するものとして取り扱う。また、地積測量図に第 1 屈曲点を表示したことにより、登記官が同屈曲点までの範囲における分筆前の土地の筆界が明らかになる場合（下記 3 参照）等においても、「特別の事情」に準ずるものとして取り扱って差し支えない。

おって、登記官が分筆前の土地の全ての筆界を確認できる場合であっても、何らの理由もなく、分筆後の土地のうちの一筆（いわゆる残地）を額縁状又はカミソリ状にごく僅かな部分を残して分筆することを認めたものではないので、留意願いたい。

記

1 特別の事情として例示されている事例

準則第 7 2 条第 2 項は、「特別の事情」として分筆前の土地が広大な土地であって分筆後の土地の一方が僅かである場合を例示しているところ、分筆の登記の申請において提供される地積測量図が分筆後の土地の全てについて地積の求積方法を明らかにすることを原則としている不動産登記法（以下「法」という。）及び準則の趣旨に鑑みれば、この「広大」又は「僅か」を数量的又は割合的に示すことは相当ではない。

したがって、登記官は、申請人又はその代理人である土地家屋調査士若しくは土地家屋調査士法人（以下、後段の両者を「調査士」と総称する。）から相談等において示された数量又は割合について「特別の事情」に該当するかどうかに疑義がある場合には、本局不動産登記部門宛て照会するものとする。

なお、この「特別の事情」に該当する場合において、地積測量図上に表示する分筆後の土地のうちの一筆についての調査・測量は、概測によるものであっても差し支えない（昭和53年3月14日付け法務省民三第1479号法務省民事局第三課長回答）。

2 特別の事情に該当するものとして取り扱って差し支えない事例

- (1) 地図、座標値が記録されている地積測量図、法第14条第1項の規定に基づく地図には指定されていないが同等の精度を有する地籍調査による地籍図又は土地改良等による土地所在図等が備え付けられている場合であって、分筆前の地積と分筆後の各土地の合算地積との差が不動産登記規則（以下「規則」という。）第10条第4項の誤差（以下「誤差」という。）の限度内であるときには、「特別な事情」に該当するものとして取り扱って差し支えない。

なお、分筆前の地積と分筆後の各土地の合算地積との差が誤差の限度内にあるかどうかの確認は、申請人から提出された疎明資料として調査士が作成した規則第93条ただし書きに規定する不動産調査報告書（以下「調査報告書」という。）のほか、登記官の実地調査の結果に基づいて行わなければならない。

おって、この場合において、登記官は、調査士に対し、調査報告書に「分筆前の地積と分筆後の地積が誤差の限度内であるため、分筆後の土地のうちの一筆については、求積方法等の記録を便宜省略した。」旨を記録させることとする。

- (2) 道路買収、水道用地買収や河川の改修に伴う用地買収等の公共事業に基づく登記が大量に一括して嘱託され、かつ、分筆前の土地の地積と分筆後の各土地の合算地積との差が誤差の限度内であるときには、「特別の事情」に該当するものとして取り扱って差し支えない。

なお、分筆前の地積と分筆後の各土地の合算地積の差が誤差の限度内にあるかどうかの確認は、官公署から提出された疎明資料（道路区域図並びに道路計画図等の事業内容及び区域地番が特定できる資料）のほか、登記官の実地調査の結果に基づいて行わなければならない。

おって、この場合において、登記官は、調査士に対し、調査報告書に、上記(1)のおって書きと同じ旨を記録させることとする。

- (3) 公有地に接する分筆後の土地のうち、その一方の土地に接する公有地又は民有地との筆界について、当該地権者から確認を得るのに長期間を要するときは、登記官が実地調査において筆界確認が得られない筆界を含む全ての分筆前の土地の筆界について客観的かつ明白に確認できる場合に限り、「特別の事情」に該当するものとして取り扱って差し支えない。

なお、この場合において、登記官は、調査士に対し、調査報告書に、「筆界の確認を得るのに長期間を要している具体的事情」を記録させることとする。

- (4) 隣接の土地の所有者等が行方不明で筆界確認のための立会いを求められず、かつ、登記官が実地調査において分筆前の土地の筆界を客観的かつ明白に確認でき、後日に行方不明であった隣接の土地の所有者等が現れて、同人に対し確認した筆界の根拠を説明できるときは、「特別の事情」に該当するものとして取り扱って差し支えない。

ただし、この取扱いは、登記官において分筆前の土地の筆界が確認できる疎明資料が提出された場合に限ることとし、紛争が生じるような状況が明らかであるときには、特別の事情に該当するものとして取り扱うことはできない。

なお、この「特別の事情」に該当するものとして取り扱う場合において、登記官は、調査士に対し、調査報告書に、「(資格者代理人としての調査をした結果) 隣接土地所有者が行方不明で筆界確認ができない具体的事情」を記録させることとする。

- (5) 隣接の土地の所有者等が正当な理由なく筆界確認のための立会いを拒否している場合であって、かつ、登記官が実地調査において分筆前の土地の筆界を客観的かつ明白に確認でき、後日に隣接の土地の所有者等が立会いに応じて、同人に対し確認した筆界の根拠を説明できるときは、「特別の事情」に該当するものとして取り扱って差し支えない。

ただし、この取扱いは、登記官において分筆前の土地の筆界が確認できる疎明資料が提出された場合に限ることとし、紛争が生じるような状況が明らかであるときには、特別の事情に該当するものとして取り扱うことはできない。

なお、この「特別の事情」に該当する場合において、登記官は、調査士に対し、調査報告書に、「立会いの拒否が正当な理由に基づかないことを認めるに足りる具体的事情」を記録させることとする。

3 特別の事情に準ずるものとして取り扱って差し支えない事例

- (1) 地積測量図に第1屈曲点（記載事例6のK6点をいう。）を表示したことにより、登記官において分筆後の一方の土地（いわゆる残地を除く土地）の筆界が確認できる場合であって、かつ、その一方の土地が公有地に接しているときは、登記官が実地調査において第1屈曲点までの範囲における分筆前の土地の筆界を確認することができることから、「特別の事情」に準ずるものとして取り扱って差し支えない。

なお、この場合において、登記官は、調査士に対し、調査報告書に、「準則第72条第2項の「特別の事情」に準ずる分筆の登記の申請であるため、分筆後の土地のうち一筆については、求積方法等の記録を便宜省略した。」旨を記録させることとする。

- (2) 地積測量図に第1屈曲点（記載事例7のK16点及びK18点をいう。）を表示したことにより、登記官が実地調査において分筆後の一方の土地の筆界が確認できる場合であって、かつ、建築基準法第42条第2項に規定する道路としてみなされ、その中心線から2メートル後退する部分を分筆をする場合には、登記官が第1屈曲点までの範囲における分筆前の土地の筆界を確認することができることから、「特別の事情」に準ずるものとして取り扱って差し支えない。

なお、この場合において、登記官は、調査士に対し、調査報告書に、「準則第72条第2項の「特別の事情」に準ずる分筆の登記の申請であるため（又は、建築基準法第42条2項に係る分筆の登記の申請であるため）、分筆後の土地のうちの一筆については、求積方法等の記録を便宜省略した。」旨を記録させることとする。

- (3) 地積測量図に第1屈曲点（記載事例8のK28点及びK29点をいう。）を表示したことにより、登記官が実地調査において分筆後の一方の土地の筆界が確認できる場合であって、残地とした土地を既存道路に提供するために分筆をするときは、登記官が第1屈曲点までの範囲における分筆前の土地の

筆界を確認することができることから、「特別の事情」に準ずるものとして取り扱って差し支えない。

なお、この場合において、登記官は、調査士に対し、調査報告書に、「準則第 7 2 条第 2 項の「特別の事情」に該当する分筆の登記の申請であるため（又は、既存道路に提供するための分筆の登記の申請であるため）、分筆後の土地のうちの一筆については、求積方法等の記録を便宜省略した。」旨を記録させることとする。

4 その他の留意事項

分筆前の土地の筆界について隣接の土地の所有者との間において筆界紛争がある場合は、隣接の土地の所有者等が、上記 2 (4) の行方不明又は(5)の立会いを拒否している場合と異なり、分筆の登記の申請人と申請地の筆界に関する認識に食い違いがあるので、上記 2 の「特別の事情に準ずるものとして取り扱って差し支えない事例」として処理することは相当でない。

もっとも、登記官において、分筆前の土地の筆界が確認できる疎明資料が提出されたときに、実地調査の結果、分筆前の土地の筆界が客観的かつ明白に確認できる場合には、当該申請を受理して差し支えない。

なお、分筆前の土地の筆界に争いがあるなどのため、登記官において分筆前の土地の筆界を確認できない場合には、登記官は、行政官として筆界特定制度又は境界確定訴訟の手続によって解決を図るべき事案であることを説示する。

したがって、分筆の登記の申請がされた場合に、登記官の実地調査の結果、登記官において分筆前の土地の筆界を確認することができない場合には、法第 2 5 条第 1 1 号により却下しなければならない。

参考文献

平成 1 7 年民事月報号外（解説編） 4 4 3 ページ～4 4 6 ページ

登記研究第 7 0 9 号

記載事例 1

記載の座標値は架空の数値です。

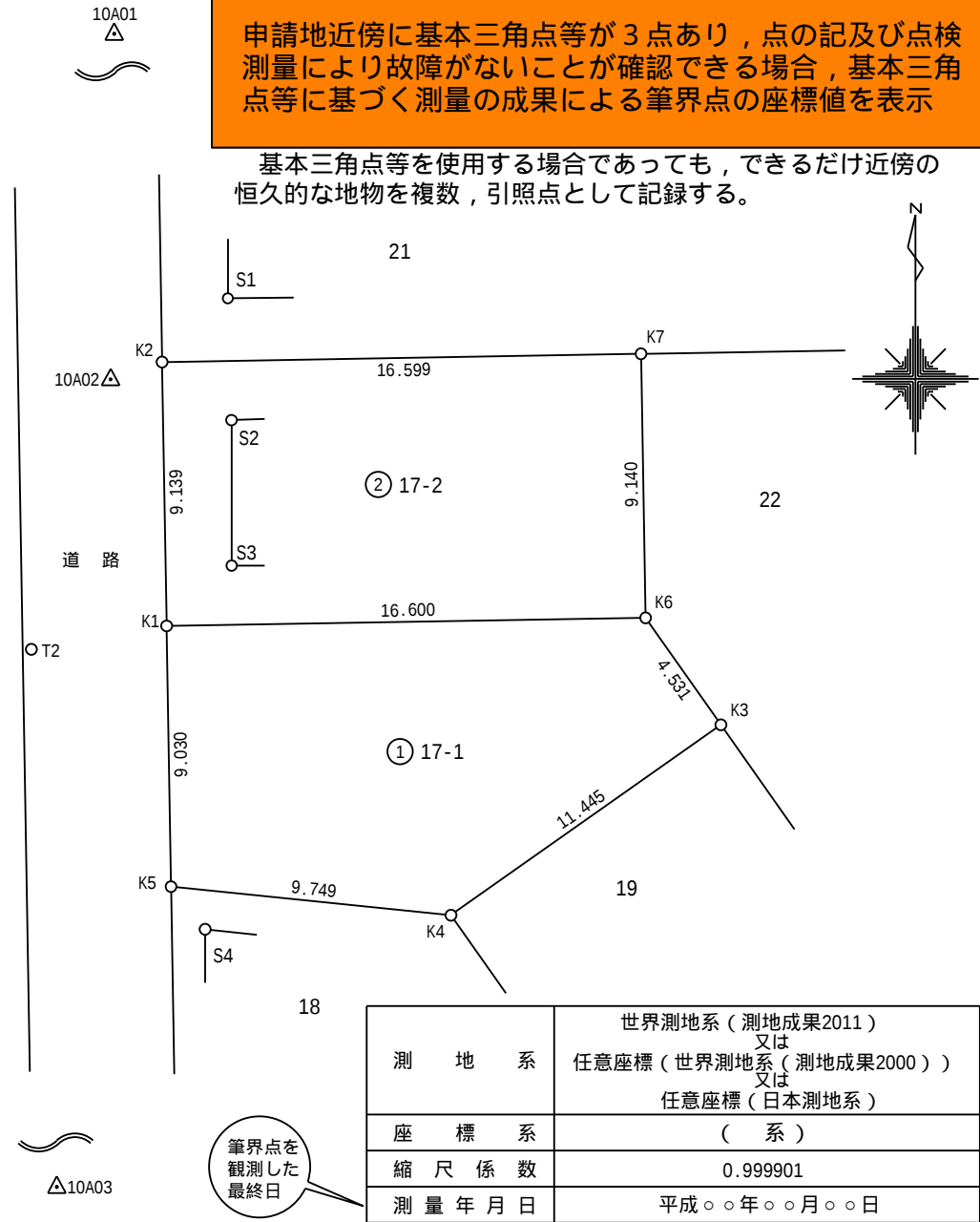
全筆測量・全筆座標求積

地 番		① 17-1			
測点名	境界標種別	X 座 標	Y 座 標	X n+1 - X n-1	Y (X n+1 - X n-1)
K1	金属標	-29100.000	-10100.000	9.312	-94051.200000
K6	石杭	-29099.717	-10083.402	-3.421	34495.318242
K3	コンクリート杭	-29103.421	-10080.791	-10.298	103811.985718
K4	コンクリート杭	-29110.015	-10090.146	-5.608	56585.538768
K5	コンクリート杭	-29109.029	-10099.846	10.015	-101149.957690
倍 面 積		-308.314962			
面 積		154.1574810			
地 積		154.15 m ²			

地 番		② 17-2			
測点名	境界標種別	X 座 標	Y 座 標	X n+1 - X n-1	Y (X n+1 - X n-1)
K1	金属標	-29100.000	-10100.000	8.855	-89435.500000
K2	コンクリート杭	-29090.862	-10100.156	9.422	-95163.669832
K7	コンクリート杭	-29090.578	-10083.559	-8.855	89289.914945
K6	石杭	-29099.717	-10083.402	-9.422	95005.813644
倍 面 積		-303.441243			
面 積		151.7206215			
地 積		151.72 m ²			

座標値			
点 名	X座標	Y座標	備 考
10A01	-29091.438	-10101.938	〇〇基準点
10A02	-29049.495	-10079.360	〇〇基準点
10A03	-29154.288	-10101.842	〇〇基準点
T2	-29100.808	-10104.685	鉄
S1	-29091.834	-10098.815	〇〇マンション基礎角
S2	-29088.596	-10098.590	アパート基礎角
S3	-29098.913	-10098.815	アパート基礎角
S4	-29110.486	-10098.770	建物角

地番	17 - 1 , 17 - 2	地積測量図
土地の所在	〇〇区〇〇町〇丁目	



測 地 系	世界測地系（測地成果2011） 又は 任意座標（世界測地系（測地成果2000）） 又は 任意座標（日本測地系）
	（ 系 ）
座 標 系	（ 系 ）
縮 尺 係 数	0.999901
測 量 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

- 例 1 「この測量に使用した基本三角点等は，管理者のパラメータ変換による（測地成果2011）」
例 2 「この測量に使用した基本三角点等は，管理者の再測量による（測地成果2011）」
例 3 「この測量に使用した基本三角点等は，管理者が平成〇〇年〇〇月〇〇日改定したものである（測地成果2011）」
例 4 「管理者による基本三角点等のパラメータ変換又は再測量は行われていない
日本測地系又は世界測地系（測地成果2000）」

作 成 者	東京都千代田区三崎町一丁目2番10号	申 請 人	乙 野 二 郎	縮 尺	1 / 2 5 0
	土地家屋調査士 法務一郎 電子署名 又は 職 印 (平成30年〇〇月〇〇日 作成)				

記載事例 2

記載の座標値は架空の数値です。

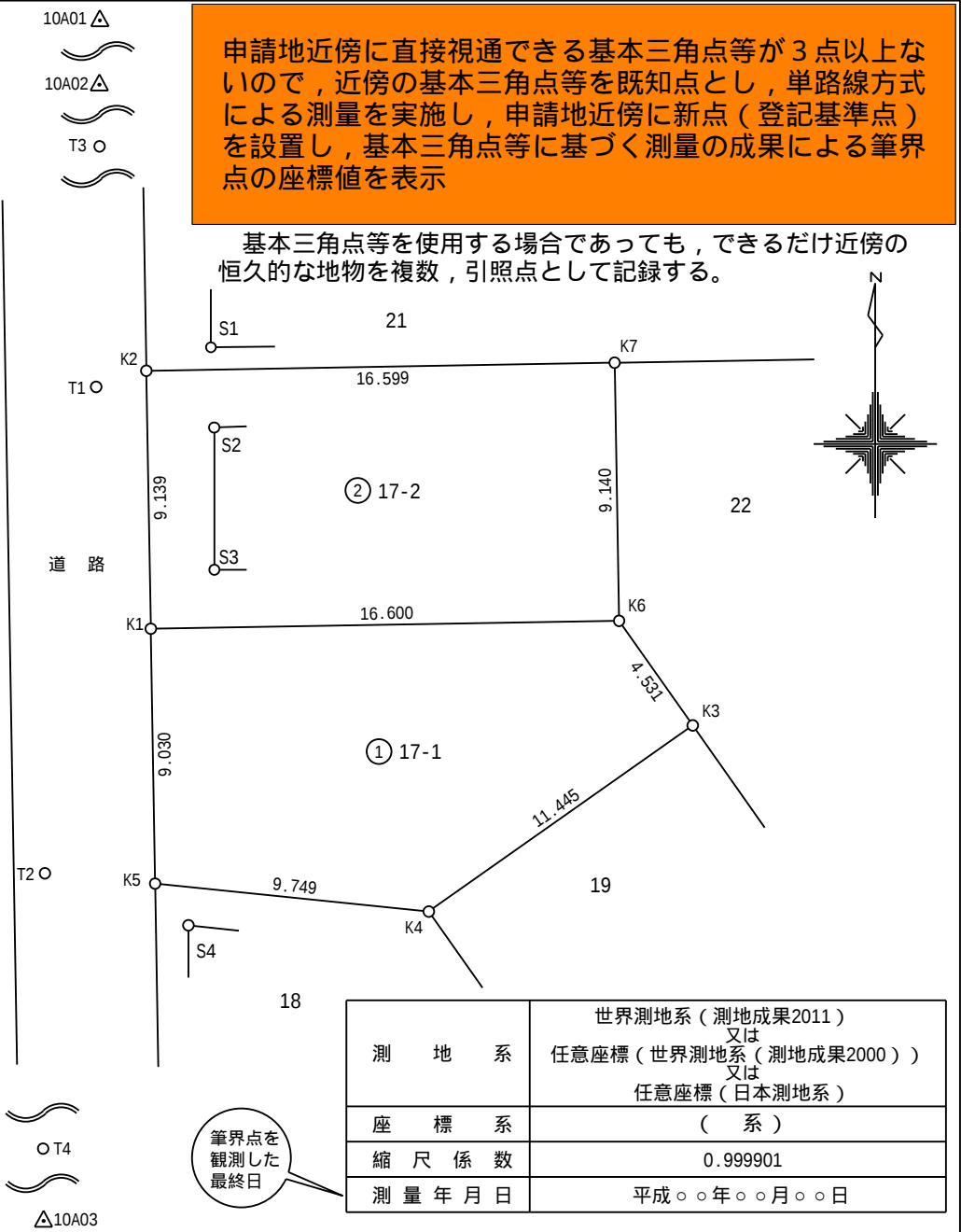
全筆測量・全筆座標求積

地 番		① 17-1			
測点名	境界標種別	X 座 標	Y 座 標	X n+1 - X n-1	Y (X n+1 - X n-1)
K1	金属標	-29100.000	-10100.000	9.312	-94051.200000
K6	石杭	-29099.717	-10083.402	-3.421	34495.318242
K3	コンクリート杭	-29103.421	-10080.791	-10.298	103811.985718
K4	コンクリート杭	-29110.015	-10090.146	-5.608	56585.538768
K5	コンクリート杭	-29109.029	-10099.846	10.015	-101149.957690
倍 面 積		-308.314962			
面 積		154.1574810			
地 積		154.15 m ²			

地 番		㊟ 17-2			
測点名	境界標種別	X 座 標	Y 座 標	X n+1 - X n-1	Y (X n+1 - X n-1)
K1	金属標	-29100.000	-10100.000	8.855	-89435.500000
K2	コンクリート杭	-29090.862	-10100.156	9.422	-95163.669832
K7	コンクリート杭	-29090.578	-10083.559	-8.855	89289.914945
K6	石杭	-29099.717	-10083.402	-9.422	95005.813644
倍 面 積		-303.441243			
面 積		151.7206215			
地 積		151.72 m ²			

座標値			
点 名	X座標	Y座標	備 考
10A01	-28929.207	-10102.742	〇〇基準点
10A02	-28988.386	-10103.737	〇〇基準点
10A03	-29205.212	-10098.763	〇〇基準点
T1	-29091.438	-10101.938	鋺
T2	-29107.915	-10103.782	鋺
T3	-29039.292	-10102.554	鋺
T4	-29141.707	-10102.231	鋺
S1	-29091.834	-10098.815	〇〇マンション基礎角
S2	-29088.596	-10098.590	アパート基礎角
S3	-29098.913	-10098.815	アパート基礎角
S4	-29110.486	-10098.770	建物角

地 番	1 7 - 1 , 1 7 - 2	地 積 測 量 図
土地の所在	〇 〇 区 〇 〇 町 〇 丁 目	



- 例 1 「この測量に使用した基本三角点等は、管理者のパラメータ変換による（測地成果2011）」
- 例 2 「この測量に使用した基本三角点等は、管理者の再測量による（測地成果2011）」
- 例 3 「この測量に使用した基本三角点等は、管理者が平成〇〇年〇〇月〇〇日改定したものである（測地成果2011）」
- 例 4 「管理者による基本三角点等のパラメータ変換又は再測量は行われていない
日本測地系又は世界測地系（測地成果2000）」

作 成 者 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号
土地家屋調査士 法務一郎 電子署名
又は 職 印 （平成30年〇〇月〇〇日 作成）

申 請 人 乙 野 二 郎 縮 尺 1 / 2 5 0

記載事例 3

記載の座標値は架空の数値です。

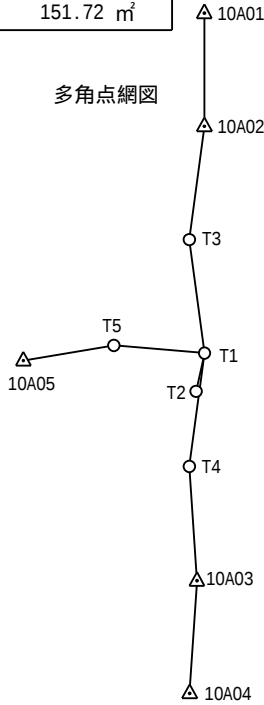
全筆測量・全筆座標求積

地 番		① 17-1			
測点名	境界標種別	X 座 標	Y 座 標	X n+1 - X n-1	Y (X n+1 - X n-1)
K1	金属標	-29100.000	-10100.000	9.312	-94051.200000
K6	石杭	-29099.717	-10083.402	-3.421	34495.318242
K3	コンクリート杭	-29103.421	-10080.791	-10.298	103811.985718
K4	コンクリート杭	-29110.015	-10090.146	-5.608	56585.538768
K5	コンクリート杭	-29109.029	-10099.846	10.015	-101149.957690
倍 面 積		-308.314962			
面 積		154.1574810			
地 積		154.15 m ²			

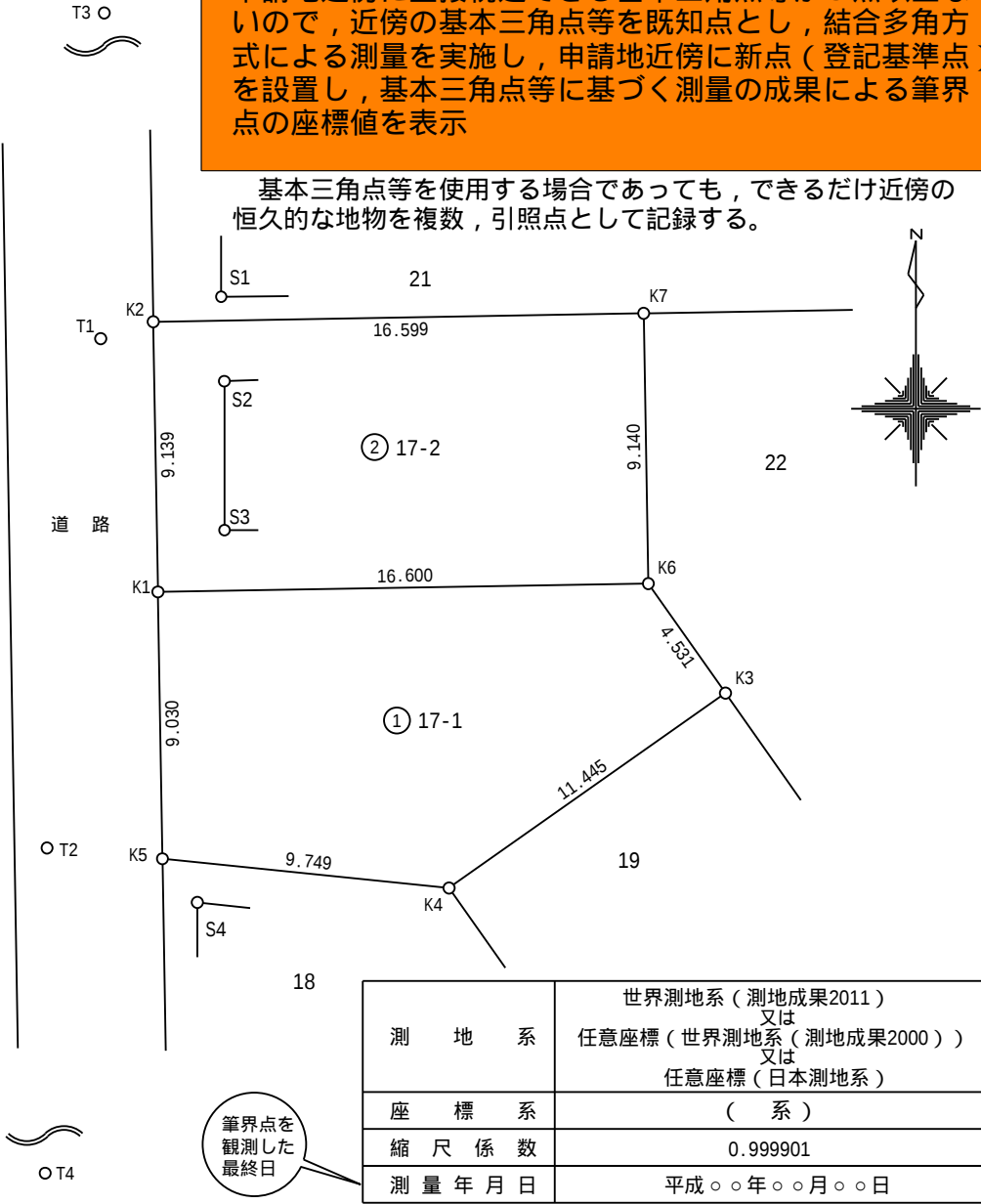
地 番		② 17-2			
測点名	境界標種別	X 座 標	Y 座 標	X n+1 - X n-1	Y (X n+1 - X n-1)
K1	金属標	-29100.000	-10100.000	8.855	-89435.500000
K2	コンクリート杭	-29090.862	-10100.156	9.422	-95163.669832
K7	コンクリート杭	-29090.578	-10083.559	-8.855	89289.914945
K6	石杭	-29099.717	-10083.402	-9.422	95005.813644
倍 面 積		-303.441243			
面 積		151.7206215			
地 積		151.72 m ²			

座標値			
点 名	X座標	Y座標	備 考
10A01	-28929.207	-10102.742	〇〇基準点
10A02	-28988.386	-10103.737	〇〇基準点
10A03	-29205.212	-10098.763	〇〇基準点
10A04	-29278.349	-10105.668	〇〇基準点
10A05	-29095.523	-10201.398	〇〇基準点
T1	-29091.438	-10101.938	鉄
T2	-29107.915	-10103.782	鉄
T3	-29039.292	-10102.554	鉄
T4	-29141.707	-10102.231	鉄
T5	-29090.357	-10155.542	鉄
S1	-29091.834	-10098.815	〇〇マンション基礎角
S2	-29088.596	-10098.590	アパート基礎角
S3	-29098.913	-10098.815	アパート基礎角
S4	-29110.486	-10098.770	建物角

多角点網図



地 番	1 7 - 1 , 1 7 - 2	地 積 測 量 図
土地の所在	〇 〇 区 〇 〇 町 〇 丁 目	



申請地近傍に直接視通できる基本三角点等が3点以上ないので、近傍の基本三角点等を既知点とし、結合多角方式による測量を実施し、申請地近傍に新点（登記基準点）を設置し、基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値を表示

基本三角点等を使用する場合であっても、できるだけ近傍の恒久的な地物を複数、引照点として記録する。

測 地 系	世界測地系（測地成果2011） 又は 任意座標（世界測地系（測地成果2000）） 又は 任意座標（日本測地系）
座 標 系	（ 系 ）
縮 尺 係 数	0.999901
測 量 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

- 例 1 「この測量に使用した基本三角点等は、管理者のパラメータ変換による（測地成果2011）」
例 2 「この測量に使用した基本三角点等は、管理者の再測量による（測地成果2011）」
例 3 「この測量に使用した基本三角点等は、管理者が平成〇〇年〇〇月〇〇日改定したものである（測地成果2011）」
例 4 「管理者による基本三角点等のパラメータ変換又は再測量は行われていない
日本測地系又は世界測地系（測地成果2000）」

作 成 者	東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士 法務一郎 電子署名 又は 職 印 (平成30年〇〇月〇〇日 作成)	申 請 人	乙 野 二 郎	縮 尺	1 / 2 5 0
-------	---	-------	---------	-----	-----------

記載事例 4

記載の座標値は架空の数値です。

全筆測量・全筆座標求積

地 番		㊦ 17-1			
測点名	境界標種別	X 座 標	Y 座 標	X n+1 - X n-1	Y (X n+1 - X n-1)
K1	金属標	91.438	101.938	9.312	949.246656
K6	石杭	91.721	118.536	-3.421	-405.511.656
K3	コンクリート杭	88.017	121.147	-10.298	-1247.571806
K4	コンクリート杭	81.423	111.792	-5.608	-626.929536
K5	コンクリート杭	82.409	102.092	10.015	1022.451380
倍 面 積		-308.314962			
面 積		154.1574810			
地 積		154.15 m ²			

地 番		㊧ 17-2			
測点名	境界標種別	X 座 標	Y 座 標	X n+1 - X n-1	Y (X n+1 - X n-1)
K1	金属標	91.438	101.938	8.855	902.660990
K2	コンクリート杭	100.576	101.782	9.422	958.990004
K7	コンクリート杭	100.860	118.378	-8.855	-1048.246045
K6	石杭	91.721	118.536	-9.422	-1116.846192
倍 面 積		-303.441243			
面 積		151.7206215			
地 積		151.72 m ²			

座標値			
点 名	X座標	Y座標	備 考
S1	102.842	103.348	〇〇マンション基礎角
S2	99.604	103.123	アパート基礎角
S3	92.525	103.123	アパート基礎角
S4	80.952	103.168	建物角
T1	100.000	100.000	〇〇基準点 (10A02)
T2	90.630	97.253	鉄
T3	152.146	99.384	〇〇基準点 (10A01)

座標値			
点 名	X座標	Y座標	備 考
T1	-29091.438	-10101.938	〇〇基準点 (10A02)
T3	-29039.292	-10102.552	〇〇基準点 (10A01)
K2	-29090.862	-10100.156	コンクリート杭

世界測地系 (測地成果2011)
又は
世界測地系 (測地成果2000)
又は
日本測地系

作 成 者

東京都千代田区三崎町一丁目2番10号
土地家屋調査士 法務一郎

電子署名
又は
職 印

(平成30年〇〇月〇〇日 作成)

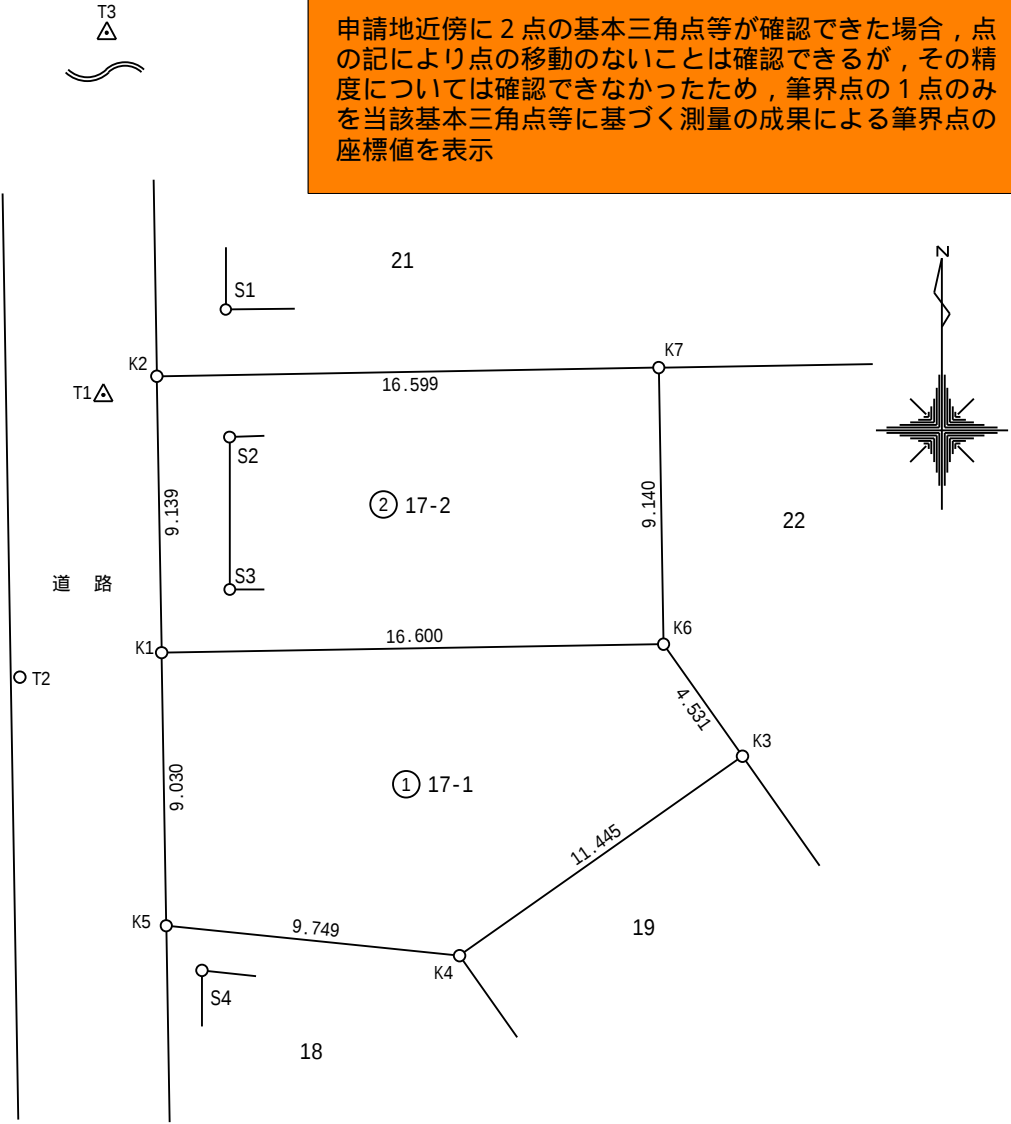
地 番

17-1, 17-2

地 積 測 量 図

土地の所在

〇〇区〇〇町〇丁目



申請地近傍に2点の基本三角点等が確認できた場合、点の記により点の移動のないことは確認できるが、その精度については確認できなかったため、筆界点の1点のみを当該基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値を表示

測 地 系	任意座標
座 標 系	(系)
縮 尺 係 数	0.999901 又は 1.000000
測 量 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

- 例 1 「この測量に使用した基本三角点等は、管理者のパラメータ変換による(測地成果2011)」
- 例 2 「この測量に使用した基本三角点等は、管理者の再測量による(測地成果2011)」
- 例 3 「この測量に使用した基本三角点等は、管理者が平成〇〇年〇〇月〇〇日改定したものである(測地成果2011)」
- 例 4 「管理者による基本三角点等のパラメータ変換又は再測量は行われていない
日本測地系又は世界測地系(測地成果2000)」

申 請 人

乙 野 二 郎

縮 尺

1 / 2 5 0

記載事例 5

記載の座標値は架空の数値です。

全筆測量・全筆座標求積

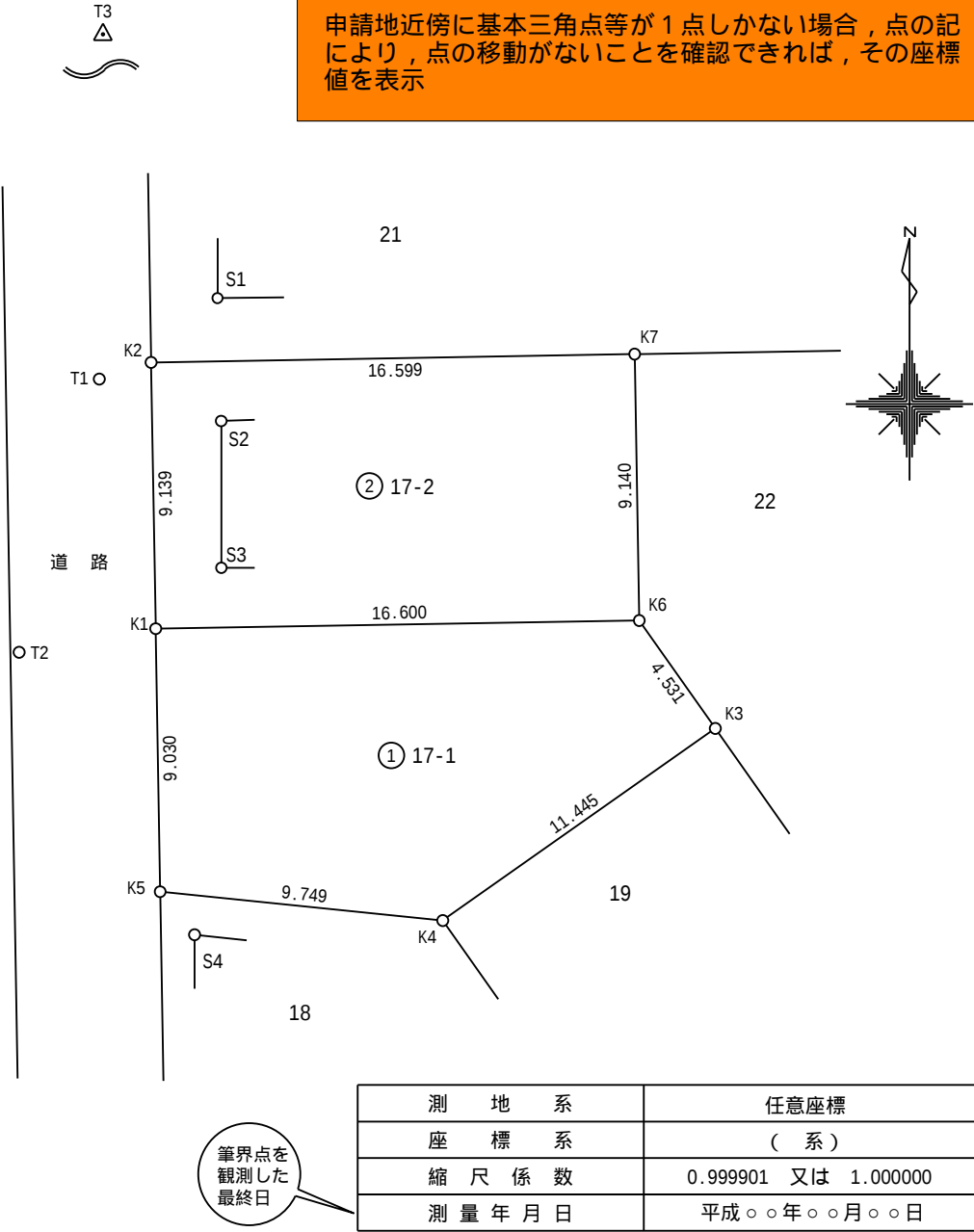
地 番		㊦ 17-1			
測点名	境界標種別	X 座 標	Y 座 標	X n+1 - X n-1	Y (X n+1 - X n-1)
K1	金属標	91.438	101.938	9.312	949.246656
K6	石杭	91.721	118.536	-3.421	-405.511.656
K3	コンクリート杭	88.017	121.147	-10.298	-1247.571806
K4	コンクリート杭	81.423	111.792	-5.608	-626.929536
K5	コンクリート杭	82.409	102.092	10.015	1022.451380
倍 面 積		-308.314962			
面 積		154.1574810			
地 積		154.15 m ²			

地 番		㊧ 17-2			
測点名	境界標種別	X 座 標	Y 座 標	X n+1 - X n-1	Y (X n+1 - X n-1)
K1	金属標	91.438	101.938	8.855	902.660990
K2	コンクリート杭	100.576	101.782	9.422	958.990004
K7	コンクリート杭	100.860	118.378	-8.855	-1048.246045
K6	石杭	91.721	118.536	-9.422	-1116.846192
倍 面 積		-303.441243			
面 積		151.7206215			
地 積		151.72 m ²			

座標値			
点 名	X 座標	Y 座標	備 考
S1	102.842	103.348	〇〇マンション基礎角
S2	99.604	103.123	アパート基礎角
S3	92.525	103.123	アパート基礎角
S4	80.952	103.168	建物角
T1	100.000	100.000	鉾
T2	90.630	97.253	鉾
T3	152.146	99.384	〇〇基準点 (10A01)

座標値			
点 名	X 座標	Y 座標	備 考
T3	-29049.495	-10079.360	〇〇基準点 (10A01)
世界測地系 (測地成果2011)			
又は			
世界測地系 (測地成果2000)			
又は			
日本測地系			

地 番	1 7 - 1 , 1 7 - 2	地 積 測 量 図
土地の所在	〇 〇 区 〇 〇 町 〇 丁目	



- 例 1 「この測量に使用した基本三角点等は、管理者のパラメータ変換による (測地成果2011)」
- 例 2 「この測量に使用した基本三角点等は、管理者の再測量による (測地成果2011)」
- 例 3 「この測量に使用した基本三角点等は、管理者が平成〇〇年〇〇月〇〇日改定したものである (測地成果2011)」
- 例 4 「管理者による基本三角点等のパラメータ変換又は再測量は行われていない
日本測地系又は世界測地系 (測地成果2000)」

作 成 者	東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士 法務一郎 電子署名 又は 職 印 (平成30年〇〇月〇〇日 作成)	申 請 人	乙 野 二 郎	縮 尺	1 / 2 5 0
-------	--	-------	---------	-----	-----------

座標求積・残地測量

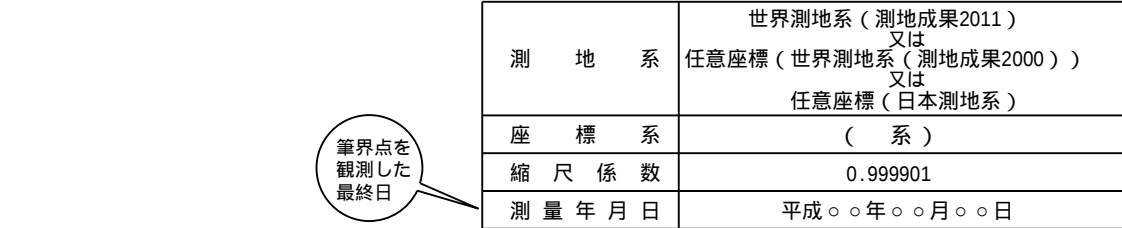
座標求積・残地測量

地 番	① 17-1
公 簿	305.785124
合計面積	151.7206215
残 地	154.0645025
地 積	154.06 m ²

地 番	地 積
① 17-1	154.06 m ²
② 17-2	151.72 m ²

作 成 者	東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士 法務一郎 電子署名 又は 職 印 (平成30年○月○日 作成)
-------	--

K 3 のポイントが「特別の事情」による場合
(平成17年3月4日付け日調連発第373号参照)



- | | | | |
|-------|---------|-----|-----------|
| 申 請 人 | 乙 野 二 郎 | 縮 尺 | 1 / 2 5 0 |
|-------|---------|-----|-----------|

記載事例 7

記載の座標値は架空の数値です。

座標求積・残地測量

地 番		② 27-2			
測点名	境界標種別	X 座 標	Y 座 標	X n+1 - X n-1	Y (X n+1 - X n-1)
K12	コンクリート杭	-29087.155	-10102.430	0.889	-8981.060270
K17	コンクリート杭	-29086.898	-10080.470	-0.380	3830.578600
K23	金属鈹	-29087.535	-10080.397	-0.889	8961.472933
K22	金属標	-29087.787	-10102.156	0.380	-3838.819280
倍 面 積		-27.828017			
面 積		13.9140085			
地 積		13.91 m ²			

地 番	① 27-1
公 簿	601.21875
合計面積	13.9140085
残 地	587.3047415
地 積	587.30 m ²

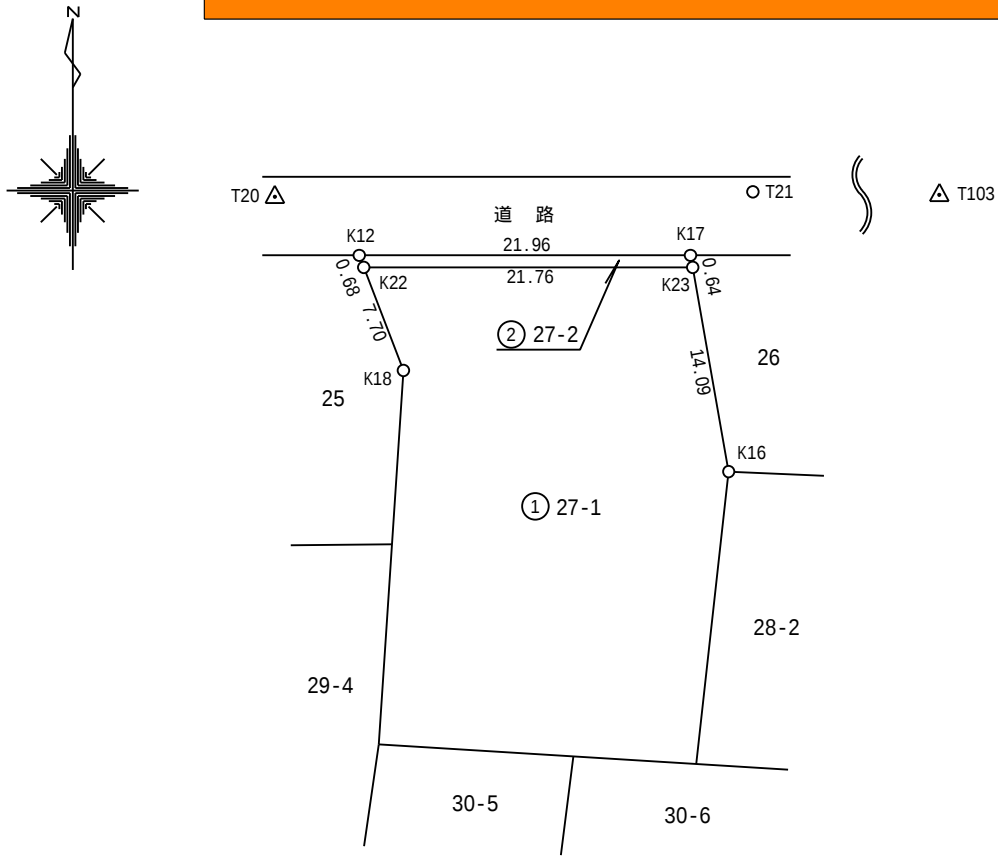
地 積 一 覧

地 番	地 積
① 27-1	587.30 m ²
② 27-2	13.91 m ²

座標値			
測点名	種 類	X座標	Y座標
K12	コンクリート杭	-29087.155	-10102.430
K16	石杭	-29101.538	-10078.800
K17	コンクリート杭	-29086.898	-10080.470
K18	コンクリート杭	-29094.860	-10099.091
K22	金属標	-29087.787	-10102.156
K23	金属鈹	-29087.535	-10080.397
T20	〇〇基準点	-29084.201	-10107.182
T21	鈹	-29083.173	-10077.645
T103	〇〇基準点	-29083.125	-10056.052

地 番	27 - 1 , 27 - 2	地 積 測 量 図
土地の所在	〇〇区 〇〇町 〇丁目	

建築基準法第42条第2項（狭あい道路等）による道路後退で敷地（面積の大小にかかわらず）の後退部分をごく一部分筆（平成17年3月4日付け日調連発第373号参照）



筆界点を
観測した
最終日

測 地 系	世界測地系（測地成果2011） 又は 任意座標（世界測地系（測地成果2000）） 又は 任意座標（日本測地系）
座 標 系	（ 系 ）
縮 尺 係 数	0.999901
測 量 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

- 例 1 「この測量に使用した基本三角点等は，管理者のパラメータ変換による（測地成果2011）」
例 2 「この測量に使用した基本三角点等は，管理者の再測量による（測地成果2011）」
例 3 「この測量に使用した基本三角点等は，管理者が平成〇〇年〇〇月〇〇日改定したものである（測地成果2011）」
例 4 「管理者による基本三角点等のパラメータ変換又は再測量は行われていない
日本測地系又は世界測地系（測地成果2000）」

作 成 者	東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士 法務一郎 電子署名 又は 職 印（平成30年〇〇月〇〇日 作成）	申 請 人	乙 野 二 郎	縮 尺	1 / 5 0 0
-------	---	-------	---------	-----	-----------

記載事例 8

記載の座標値は架空の数値です。

座標求積・残地測量

地 番		② 37-2			
測点名	境界標種別	X 座 標	Y 座 標	X n+1 - X n-1	Y (X n+1 - X n-1)
K28	石杭	-29087.760	-10099.884	7.367	-74405.845428
K29	金属標	-29087.493	-10077.071	-13.778	138841.884238
K16	石杭	-29101.538	-10078.800	-30.098	303351.722400
K15	金属標	-29117.591	-10080.984	-15.154	152767.231536
K14	金属標	-29116.692	-10089.716	1.825	-18413.731700
K13	コンクリート杭	-29115.766	-10100.425	21.832	-220512.478600
K18	コンクリート杭	-29094.860	-10099.091	28.006	-282835.142546
倍 面 積		-1206.360100			
面 積		603.1800500			
地 積		603.18 m ²			

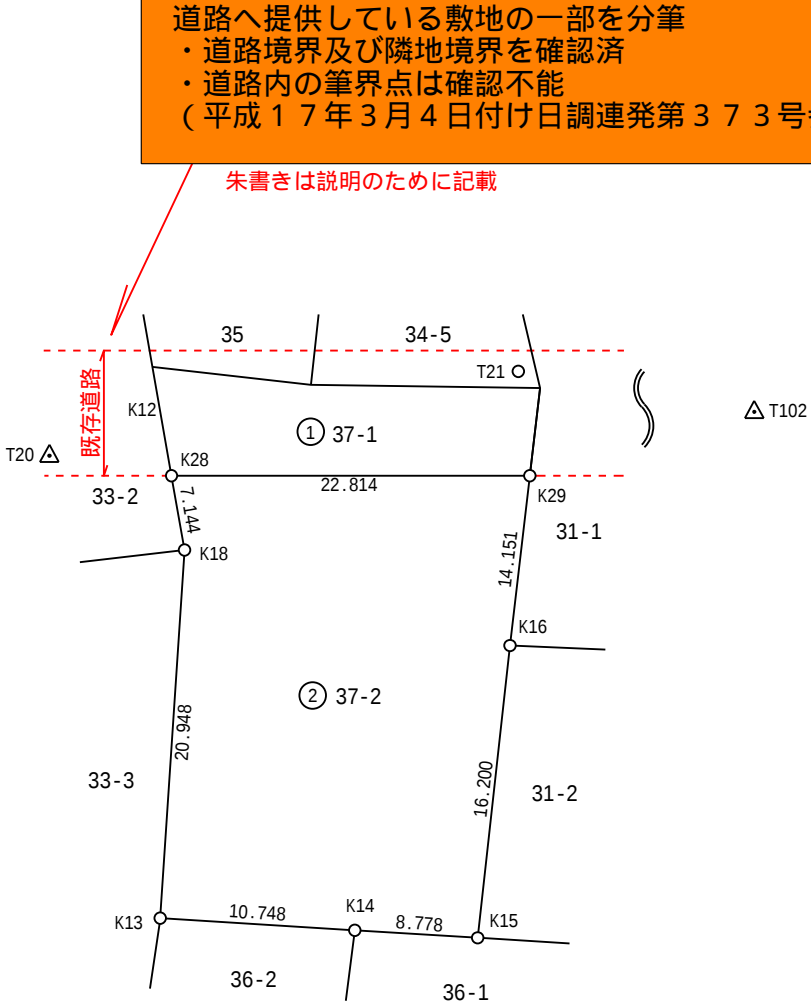
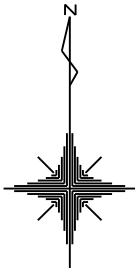
地 番	① 37-1
公 簿	779.0859945
合計面積	603.1800500
残 地	175.9059445
地 積	175.90 m ²

地 積 一 覧

地 番	地 積
① 37-1	175.90 m ²
② 37-2	603.18 m ²

座標値			
測点名	種 類	X座標	Y座標
K13	コンクリート杭	-29115.766	-10100.425
K14	金属標	-29116.692	-10089.716
K15	金属標	-29117.591	-10080.984
K16	石杭	-29101.538	-10078.800
K18	コンクリート杭	-29094.860	-10099.091
K28	石杭	-29087.760	-10099.884
K29	金属標	-29087.493	-10077.071
T20	〇〇基準点	-29084.201	-10107.182
T21	鉾	-29083.173	-10077.645
T102	〇〇基準点	-29084.530	-10044.252

地 番	3 7 - 1 , 3 7 - 2	地 積 測 量 図
土地の所在	〇 〇 区 〇 〇 町 〇 丁 目	



筆界点を
観測した
最終日

測 地 系	世界測地系 (測地成果2011) 又は 任意座標 (世界測地系 (測地成果2000)) 又は 任意座標 (日本測地系)
座 標 系	(系)
縮 尺 係 数	0.999901
測 量 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

- 例 1 「この測量に使用した基本三角点等は, 管理者のパラメータ変換による (測地成果2011)」
例 2 「この測量に使用した基本三角点等は, 管理者の再測量による (測地成果2011)」
例 3 「この測量に使用した基本三角点等は, 管理者が平成〇〇年〇〇月〇〇日改定したものである (測地成果2011)」
例 4 「管理者による基本三角点等のパラメータ変換又は再測量は行われていない
日本測地系又は世界測地系 (測地成果2000)」

作 成 者	東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士 法務一郎 電子署名 又は 職 印 (平成30年〇〇月〇〇日 作成)	申 請 人	乙 野 二 郎	縮 尺	1 / 5 0 0
-------	--	-------	---------	-----	-----------